

年 月 日
事業番号 ー

公益財団法人 関西・大阪21世紀協会
理事長 崎元利樹様

助成事業者所在地：
助成事業者の名称：
代表者の役職名：
代表者の氏名： ㊟

2023年度 助成金受領誓約書

助成事業名「 」にかかる貴協会からの助成金については、貴協会から通知のあった助成金交付決定通知書に記載された条件を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。

1. 助成金交付額の返還

助成事業完了までに助成金交付決定額の一部を受領している場合、助成事業完了後の助成金交付額が確定したときに、助成金の過払いがあるときは、当該過払い分を貴協会の請求に基づき返還します。

なお、助成事業が完了せず辞退する場合若しくは助成金交付の取消を受けた場合も同様とします。

2. 暴力団等の排除

- (1) 当団体又は当団体が実施する事業（助成事業に限らず当団体が実施する事業全て）に関わる者は下記のいずれにも該当しておりません。
- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団又は暴力団員である。（暴力団及び暴力団員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号という。）
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (2) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしたことはありません。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 助成金の受領

助成金は、貴協会から下記の銀行口座への振込をもって受領したものとします。

振込銀行口座情報

銀行名	
支店名	
支店コード	
預金種類	普通 当座
口座番号	
口座名義※ (カナ表記)	

※口座名義が助成事業者の名称及び代表者氏名と異なる場合は、理由書を添付するとともに、助成事業者との関係を証する書類(組織図など)をあわせて提出してください。

【通帳預金口座情報ページ貼り付け欄】

ここに、預金通帳の「銀行名」「支店名」「支店コード」「預金種類」「口座番号」「口座名義 (カナ表記)」が記載されているページのコピーを貼り付けてください。

※預金口座がゆうちょ銀行の場合は、他行からの振込の際に指定する内容を記載した部分を含めてコピーしてください。